



- 倉主等には、保税台帳を設け、搬出入などの必要事項を記載するという記帳義務（関税法第34条の2）が課されています。
- 保税台帳を電磁的記録で保存する場合、その媒体（クラウドサービスを含む）を倉主等が任意で選択することが可能になりました。（2025年4月1日施行）。



クラウドサービス等と接続・保存することで、都度の取得・保存作業に代えることが可能となったね。

電磁的記録による保税台帳の保存に係る要件（**全て満たす必要があります！**）

- ① 必要に応じ、直ちに見やすい形式で印刷もしくはパソコン画面に表示できること
- ② 保税台帳の内容を必要な程度で検索できること
- ③ 保税台帳の提示／提出を求められた場合には応じることができる機能や環境を整えておくこと

※保税台帳を電磁的記録による保存とする場合、事前の届出は不要ですが、社内管理規定に「帳簿の概要（保存方法を含む）」を規定してください。また、社内管理規定を変更した場合は、遅滞なく税関に提出することが必要です。

◎保税台帳をクラウドサービスへ保存する場合も、バックアップは必要です！

電磁的記録の適切な保全のため、情報の消滅がないようにバックアップ・データを別の媒体に保存する等の対策をとってください。

※消滅の原因がクラウドサービス等にあったとしても、記帳義務は倉主等に課されています。

◎記帳内容の確認を！

保存方法が変更になっても、引き続き未記帳・誤記帳のないよう注意し、定期的に確認してください。

注意



2025.09



問題！

次の認識は ○かな？ ×かな？

- ① クラウドにて保税台帳の保存を行おうとする場合には、事前の届出が必要である。
- ② 保税台帳をクラウド保管していたところ、データが消滅した。同じクラウドで保管していたバックアップ・データも消滅してしまったが、やむを得ない理由なので記帳義務違反とはならない。
- ③ 電磁的記録による保税台帳の保存に係る要件は、「直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できる措置」および「必要な程度で検索できる措置」の2つである。
- ④ 保税台帳は必ずクラウドサービスに保存しなければならない。

【関係通達】

- ・ 関税法基本通達34の2-4（電磁的記録による帳簿の保存）
- ・ 関税法基本通達34の2-9（社内管理規定の整備）
- ・ 処分点数：関税法基本通達48-1
別表1．2②（記帳を怠った場合） 2点

解説

① **×** 事前の届出は不要です。なお、社内管理規定（CP）に保税台帳の保存方法等を記載し、遅滞なく税関に提出することが必要です。

② **×** 記帳義務は倉主等に課されているため、クラウドの不具合による消失など自己のミスによらない場合でも記帳義務違反を問われます。消滅を防ぐため、バックアップ・データは別の場所に保存する等の対策を講じてください。

③ **×** 電磁的記録による保税台帳の保存に係る要件は、「1. 直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できる措置」および「2. 必要な程度で検索できる措置」に加え、「3. 税関職員から保税台帳に係る電磁的記録の提示（提出）の要求があった場合には応じることができるようにしておく」の3つです。

④ **×** 保存する媒体は倉主等のみなさまが自由に選択できます。従来通り、NACCSから配信される民間管理資料を自社サーバーへ保存し、台帳とすることも可能です。